

2025 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社構造計画研究所ホールディングス
 代表者名 代表執行役 服部 正太
 (東証スタンダード市場・コード 208A)
 問合せ先 執行役 木村 香代子
 電話番号 03-5342-1142

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

(1) 処分の概要

処分期日	2025 年 10 月 7 日
処分する株式の種類及び数	当社普通株式 24,600 株
処分価額	1 株につき 3,485 円
処分総額	85,731,000 円
処分先及びその人数並びに処分株式の数	・ 当社取締役 5 名 8,200 株 ・ 当社執行役 4 名 5,500 株 ・ 当社子会社の取締役 2 名 1,800 株 ・ 当社子会社の執行役員 13 名 9,100 株

(2) 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役及び執行役、並びに当社子会社における取締役及び執行役員（以下「対象取締役等」といいます。）に対して、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。これは、株価変動のメリットとリスクを株主と共有するとともに、当社グループのサステナブルな成長を通じた企業価値向上への貢献意欲を一層高めること目的としております。

【本制度の概要】

本制度においては、対象取締役等は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について処分を受けることとなります。その 1 株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社

の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

（３）割当契約の概要

- ・譲渡制限期間

2025年10月7日 ～ 2028年10月6日

- ・譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役、執行役員及び使用人のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除します。

- ・譲渡制限期間中に、対象取締役等が正当な理由により退任した場合の取扱い

- ① 譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、譲渡制限期間を満了する前に、正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合、対象取締役等が保有する割当株式のうち②に定める数について、当該退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除します。

- ② 解除株式数

払込期日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から①で定める退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（但し、計算の結果1を超える場合は、1とします。）に、割当株式数を乗じた数（但し、計算の結果1株未満の端株が生ずる場合には、これを切り捨てることとします。）とします。

- ・当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した直後の時点において譲渡制限が解除されていない割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得します。

- ・株式の管理

割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定及び生前贈与その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等がみずほ証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。

- ・組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転契約、株式の合併その他一定の事由について、当社の株主総会（但し、これらの事由において当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）において承認された場合には、払込期日の直前の当社の定時株主総会を含む月の翌月から当該承認の日を

含む月までの月数を12で除した数(但し、計算の結果1を超える場合は、1とします。)に、組織再編等承認日において対象取締役等が保有する割当株式数を乗じた数(但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てることとします。)の割当株式について、組織再編等にかかる効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除します。

(4) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、取締役会決議日の前営業日である2025年9月10日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である3,485円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であるため、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上